すなわち、継続会員が社団ツインの社員になり、社団ツインが更生会社の60％の株主となることで、継続会員が社団ツインを介して更生会社の経営監督を行うことを可能とする（いわゆる間接株主会員制）。

また、管財人塚本が更生会社の40％の株主となり、更生会社に必要な投融資を行うとともに、社団ツインの新規会員募集手続に協力することで、弁済資金等必要資金の調達が実現される。

さらに、管財人塚本が更生会社の代表取締役に就任すること等を通して経営陣を刷新することで、更生会社の経営の安定と充実を図る。

第２　一般社団法人制の導入

１　社団ツインは、預託金債権者のうち継続会員となる者、及び社団ツインの新規会員募集に応募して社員となることが認められた者（以下「新規会員」という。）を社員とし、実行日において、更生会社から独占的かつ排他的に新プレー権の付与を受ける。

預託金債権者は、選択期間内に継続会員となるか（ただし、継続会員となるためには第３章第４節第２・２⑴記載のとおり一定の要件を要する。以下同じ。）、退会会員となるかを選択することができ、選択期間末日の経過により旧プレー権は全て消滅するが、継続会員は、拠出対象債権を社団ツインの基金に現物拠出し（そのため、継続会員は、拠出対象債権について更生計画に基づく弁済を直接受けることはない。）、社団ツインの社員となることで、社団ツインが更生会社から付与された新プレー権を、社団ツインを通じて取得するので、引き続きプレー権を保持することができる。

２　社団ツインは、新規会員から基金に払い込まれた金員を原資として、更生会社に対して出資を行うことで、更生会社の60％の株主となる。社団ツインの社員（継続会員及び新規会員）は、社団ツインの社員総会における議決権を有し、当該社員総会の決議によって、更生会社の株主総会における議案への賛否を決することで、社員は、更生会社の経営監督を行うことが可能となる（間接株主会員制）。

３　他方、退会会員は、社団ツインに加入（入社）しないため、選択期間末日の経過により旧プレー権を喪失し、新プレー権を取得せず、更生計画に定める権利の変更後の預託金債権等について、更生会社から弁済を受ける。

４　このように、預託金債権者は、継続会員となってプレー権を保持し続けるか、退会会員となって更生計画に定める弁済を受けるか、原則として各人の自由意思により選択することができ、当該選択の結果、継続会員の加入（入社）する社団ツインが、実行日以降は独占的な新プレー権を保有して、社団ツインの社員のみが新プレー権を保持し、本件ゴルフ場を経営する更生会社に対する経営監督をも行うことで、より強固なメンバーシップ制を確立することが可能となる。

５　一般社団法人制の導入による間接株主会員制の概要は、別表６のとおりである。

第３節　弁済の基本方針と骨子

第１　弁済の基本方針

全ての更生債権者に対し、会社更生法の定めに従った、公平かつ平等な弁済を行うことを大原則とし、具体的には、一般更生債権の内容にかかわらず、同一の弁済率を採用し、かつ、一括弁済を実施することとする。

また、拠出対象債権の現物拠出等を通じて更生会社の資金繰りの維持を図ることをも付随的な目的とする。

すなわち、継続会員は、拠出対象債権を社団ツインの基金に現物拠出し、社団ツインが、拠出対象債権に対する更生会社からの弁済金を、新プレー権付与等の対価として更生会社に預託する。当該預託と、更生会社から社団ツインの有する拠出対象債権に対する弁済とを同時実行することにより、更生会社から社団ツインへ実際のキャッシュアウトはなされないため、更生会社の資金繰りを維持することが可能となる。

第２　弁済の骨子

１　預託金債権等を含む一般更生債権は、更生計画認可決定日において一律に、確定更生債権から、元本等更生債権の額に3.425％を乗じ、100円未満を切り捨てた額（弁済額）を控除した残額につき免除を受ける。

一般更生債権者のうち預託金債権者は、預託金債権等の額や、選択期間内に、継続選択するか、退会会員となることを選択する（以下「退会選択」という。）かによって、弁済方法が異なる。なお、認可決定日以前に更生会社に対し退会意思を表示している預託金債権者であっても、所定の要件を満たす限り上記選択を可能とする。

弁済方法の選択に関する詳細は、別表７のとおりである。

⑴　継続選択した者は、権利の変更後の更生債権（弁済額）のうち、25万円を一単位として（以下「単位債権」という。）、社団ツインの基金に対し、現物拠出（債権譲渡）するため、当該拠出対象債権について、更生会社から直接には弁済を受けない。なお、継続選択した者は、上記第２節第２・１のとおり、社団ツインの社員となり、実行日において新プレー権を取得する。

なお、一単位を上回る権利の変更後の更生債権（弁済額）を有する預託金債権者は、一単位債権毎に継続選択をすることができ、全ての単位債権について選択を行った後に残額がある場合には、当該残額は非拠出対象債権となり、更生計画認可決定確定の日から６か月が経過する日の属する月の末日までに、一括して弁済を受ける。

⑵　退会選択した者（選択期間内に継続会員となることを選択しなかった者も含む。）は、選択期間末日の経過により旧プレー権を失い、新プレー権を取得することなく、弁済額について、更生計画認可決定確定の日から６か月が経過する日の属する月の末日までに、更生会社から一括して弁済を受ける。

⑶　弁済額が25万円未満である預託金債権者は、730万円から元本等更生債権を控除した残額を、選択期間内に更生会社に支払うことを条件に、継続選択することが可能となる（追加拠出の特例）。

また、一単位を上回る権利の変更後の更生債権を有する預託金債権者についても追加拠出の特例がある。

これらの弁済方法の選択等について、主な元本等更生債権額を例に整理すると、以下のとおりとなる（上記⑶については記載省略）。

元本等更生債権の額 （弁済額）	選択肢 （いずれかの選択肢を選択する）
730万円 （25万円） 別表７－１参照	A．25万円につき継続選択をして社団ツインの社員となり、新プレー権を１口取得するが、弁済は受けない。 B．全額につき退会選択をして、25万円の弁済を受ける。
800万円 （27万4000円） 別表７－２参照	A．25万円につき継続選択をして社団ツインの社員となり、新プレー権を１口取得しつつ、残額２万4000円につき弁済を受ける。 B．全額につき退会選択をして、27万4000円の弁済を受ける。